第135号

INDEX

埼玉県	からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3				
•	埼玉県では、自転車保険への加入が義務になります					
	~平成30年4月1日施行~					
•	平成29年中の交通事故発生状況					
	~高齢者の交通死亡事故が多発しています!~					
交対協ニュース・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4						
	交通安全功労者等表彰式を開催しました					
寄附者	御芳名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5				
お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6						







埼玉県交通安全対策協議会

春の全国交通安全運動チラシ

埼玉県交通安全対策協議会シンボルマーク

埼玉県からの お知らせ

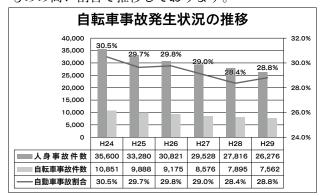
埼玉県では、自転車保険への加入が義務になります

~平成30年4月1日施行~

埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を一部改正し、埼玉県で自転車を利用するすべての人を対象に自転車損害保険※の加入義務化及び学校等における保険加入確認の努力義務を規定しました。 ※自転車乗用中に交通事故を起こした際、相手の生命又は身体の損害に対して補償される保険

条例改正の背景

埼玉県では、人身事故総件数に占める、自転車事故の割合は3割にもおよび、件数は減少傾向にあるものの高い割合で推移しております。



また、近年自転車事故による高額賠償事例が全国 各地で散見されるなど自転車の事故に対する社会的 な責任の重みが増してきている状況もあります。

こうした状況を踏まえ、自転車事故が起こった際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県では自転車損害保険等について加入の 義務化を条例で制定しました。

自転車事故の高額賠償事例 賠償命令額 9,521万円

自転車で走行していた、男子小学生が歩行中の 女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態と なった。

神戸地方裁判所 平成25年7月4日 判決

条例改正の内容

①自転車利用者

埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害 保険等への加入が**義務**になります。

※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入

②自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合に、自転車損害 保険等への加入が**義務**になります。

※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象 外

③自転車貸付業者

レンタル業務として自転車を貸し付ける場合に、 自転車損害保険等への加入が**義務**となります。

④自転車販売店・学校

自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報 提供が**努力義務**になります。

保険の加入についてはまずは確認を!!

自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約として損害賠償責任が補償されるものもあります。

まずは、ご自身やご家族などの**保険の補償内容** や**範囲等**を確認してください。

自転車損害保険について詳しくは…

埼玉県のHPでは、より詳しく自転車保険の加入状況の チェック方法及び「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関す る条例」の内容等について紹介しております。



埼玉県 自転車条例

検索



埼玉県マスコット 「コバトン」

埼玉県からの 平成29年中の交通事故発生状況

~高齢者の交通死亡事故が多発しています!~

1 死者数は177人で全国ワースト2位

埼玉県における平成29年中の交通事故による人 身事故件数は26,276件、負傷者数は32,022人で、 どちらも7年連続で減少しております。

	人身事故				
	件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)		
平成 29 年	26,276	177	32,022		
平成 28 年	27,816	151	34,212		
前年比	-1,540	26	-2,190		
増減率	-5.5%	17.2%	-6.4%		

しかし、交通事故による死者数は177人で、前年に比べ26人増加しており、全国ワースト2位となっております。

人身事故件数や負傷者数は減少傾向にあります が、死者数は前年と比較し増加している状況です。

ワースト	都道府県	死者数(人)	前年比(人)	
1 位	愛知県	200	-12	
2位 埼玉県		177	+26	
3位	東京都	164	+5	
全	国計	3,694	-210	

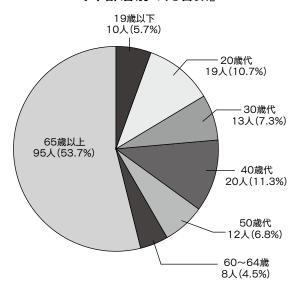
^{*}死者数(人)は交通事故発生後24時間以内の死者数

2 県内の交通事故の特徴

~交通事故死者数の半数以上が高齢者~

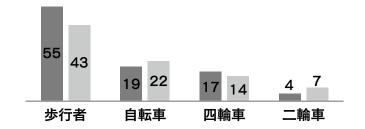
平成29年中の交通事故死者数177人と同数であった平成27年は、65歳以上の高齢者の死者数が81人である一方、平成29年中の高齢者の交通事故による死者数は95人と大幅に増加しており、昨年に引き続き全体に占める高齢者の割合が半数以上となっています。

『年齢層別の死者数』



高齢者の交通事故による死者は半数以上が歩行者で55人、そのうち夜間の死者数が42人、自宅から500m以下の距離で亡くなっている方が34人です。

高齢者の状態別の死者数 (単位:人) ■平成29年 ■平成28年



交対協 ニュース

交通安全功労者等表彰式を開催しました

~87個人・団体が受賞~

1 埼玉県交通安全対策協議会表彰について

埼玉県交通安全対策協議会では、交通事故の防止 に資することを目的として、

- ○交通安全のために顕著な功労のあった個人・団体
- ○永年無事故・無違反運転を行い他の運転者の模範 となっている優良運転者
- ○交通安全対策事業への協力等、特に顕著な功績が あった個人又は団体
- ○交通安全対策を積極的に実施し、年間の交通死亡 事故ゼロを達成した市町村
- ○交通安全対策に積極的に取り組み、交通事故防止 に尽力した市町村
- の表彰を行っています。



<交対協会長上田清司埼玉県知事からの挨拶>

2 本年度の表彰について

本年度は次の6部門で合わせて87の団体・個人 が表彰されました。

- ① 交通安全功労者 47名
- ② 交通安全功労団体 12団体
- ③ 優良運転者 10名
- ④ 交通安全対策事業協力者 2名2団体
- ⑤ 交通死亡事故ゼロ市町村 7市町村
- ⑥ 交通安全推進市町村 7市町

3 表彰式の様子

表彰式は平成30年2月5日月曜日、午後1時20 分から埼玉県知事公館大会議室で行われました。当 日は、穏やかに晴れた良い天候に恵まれました。

主催者として埼玉県交通安全対策協議会会長である上田清司埼玉県知事、鈴木三男埼玉県警察本部長、小島康雄埼玉県教育委員会副教育長が出席しました。

まず、主催者を代表して上田知事があいさつに立 ち、受賞された方々の長年の御尽力に対し、感謝の 言葉を述べました。

続いて6つの部門ごとに表彰状の授与が行われました。受賞者のお名前が一人ずつ読み上げられ、上 田知事から各部門の代表者に表彰状又は感謝状が手 渡されました。

最後に、受賞者を代表した2名が、「交通安全宣言」 を力強く読み上げ、式典は滞りなく終了しました。

『交通安全宣言』

交通事故のない安心で安全な社会は私たちみんなの 心からの願いです。

しかし、残念なことに、まだ多くの人たちが交通事故で尊い命を亡くしたり、怪我をしたりしています。 未来を担う子供たちや、これまで社会を築いてこられた方々が、交通事故に巻き込まれることも数多くあります。

交通事故は、特別な場所、特別な時にだけ起きるのではありません。

住み慣れた街で、いつも通る道で、日常の買い物や 仕事の途中で、ちょっとした油断や不注意が大きな 事故につながっているのです。

交通事故をなくすためには、一人ひとりが交通ルールを守り、相手を思いやるマナーの心を持って、常に安全を意識して行動することがとても大切です。 私たちは、この思いを職場や地域から、すべての県民に広めます。

人も車も自転車も共に安全に通行できる 「交通事故のない安心で安全な埼玉」を目指して行動 することを、本日ここに宣言します。

平成30年2月5日 「交通安全功労者等表彰式」参加者一同

交通遺児並びに交通安全対策事業に対する寄附者御芳名 ~御芳志ありがとうございました~

平成29年10月1日から平成30年1月31日までに、一部を除き、次のとおり寄附金が寄せられました。紙面を借りて感謝申し上げます。交通遺児に対する寄附金は県内在住の交通遺児に給付し、また、交通安全対策事業に対する寄附は、広報・啓発活動の経費に充てるなど、有効に活用しています。

○交通遺児に対する寄附者

<u> </u>		
氏名または団体	住 所	寄付金額
大野 幸子 様	川口市	3,000
小川地方交通安全協会 会長 宮澤 正勝 様	小 川 町	50,000
清川 よし子 様	所 沢 市	50,000
グループ優華姫 様	上 里 町	119,200
越谷交通安全協会 様	越谷市	104,032
埼玉県一般廃棄物連合会 様	さいたま市	40,100
(一財) 埼玉県交通安全協会 会長 新井 弘治 様	さいたま市	1,000,000
埼玉県自動車販売店協会 様	さいたま市	671,000
埼玉県道路使用適正化協会 様	さいたま市	50,000
(一社) 埼玉県トラック協会 様	さいたま市	800,000
埼玉県遊技場景品卸商業組合 組合長 小林 東拡 様	さいたま市	200,000
埼玉トヨタ自動車㈱ 代表取締役社長 嶋田 光剛 様	さいたま市	541,715
JSA中核会埼玉中央支部 AIRオートクラブ埼玉中央支部 様	さいたま市	22,400
(一社) 生命保険協会 埼玉県協会 様	さいたま市	200,000
全国労働者共済生活協同組合連合会 埼玉推進本部 様	さいたま市	103,800
(公社) 東京電気管理技術者協会 埼玉支部 支部長 平井 均 様	さいたま市	386,000

氏名または団体	住 所	寄付金額
匿名 (深谷市民)	深谷市	10,000
匿名	新 座 市	12,000
匿名	久 喜 市	5,500
匿名	熊谷市	50,000
日本青少年会議所ライダースクラブ (公社)埼玉中央青年会議所 様	さいたま市	80,571
根岸設備 様	小 川 町	7,500
塙 修 様	飯 能 市	20,000
浜田 誠 様	東京都	100,000
深谷市交通安全母の会 様	深谷市	11,298
(株)武蔵野銀行及び関係会社役職員一同 様	さいたま市	897,497
森田 紀子 様	さいたま市	10,000
横瀬町交通安全母の会 様	横 瀬 町	14,391
蘭生書道会 様	川口市	20,000
合 計		5,580,004

○交通安全対策事業に対する寄附者

		氏名または	は団体		住		所	寄付金額
匿名					久	喜	市	4,800
浜田	誠	様			東	京	都	50,000
		Î	<u>/</u>	計				54,800

~御寄附のお願い~

当協議会では、交通遺児の健全な育成を目的として交通遺児援護基金を設立し、交通遺児等に援護金・ 援護一時金を支給する事業を実施しております。

本事業は、皆様からの御寄附と県からの補助金によって運営しております。

また、当協議会で行っている様々な交通安全対策事業についても、同様に運営しております。

皆様方には、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

なお、趣旨に賛同され御寄附くださる方は、当協議会事務局(TELO 48-825-2011)まで、お申し出の上、下記の口座にお振り込みください。

①交通遺児に対する御寄附は

- 1 武蔵野銀行 県庁前支店 普通 113839 (別途、振込手数料がかかります。)
 - 名 義 埼玉県交通安全対策協議会事務局長
- 2 郵便局窓口 (振込手数料がかからない、専用の振込用紙がございますので、事務局まで御連絡ください。) 口座番号 00110-5-603154 加入者名:埼玉県交通安全対策協議会

②交通安全対策事業に対する御寄附は

埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 3507985 (別途、振込手数料がかかります。)

名 義 埼玉県交通安全対策協議会事務局長

移知 多世

県民運動2018を実施します

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの1年間、高齢者を交通事故から守る県民運動2018、飲酒運転根絶及び路上寝込み等ゼロ県民運動2018、ぐるっと埼玉サイクルマナーアップ県民運動2018を実施します。

春の全国交通安全運動を実施します

1 運動期間

平成30年4月6日(金)から15日(日)までの 10日間

2 統一行動日

- ○4月 6日(金) 街頭広報の日・歩行者保護の日
- ○4月10日(火) 交通事故死ゼロを目指す日
- ○4月13日(金) 飲酒運転根絶の日

3 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

4 運動重点

- (1) 全国重点
 - ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者 の交通事故防止
 - ②自転車の安全利用の推進
 - ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底
 - ④飲酒運転の根絶
- (2) 埼玉県重点 子供と高齢者の歩行中の交通事故防止
- (3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点 のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があ るときは市町村重点を定めることができる。

5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間です

自転車が関係する交通事故の防止を図るため、九都県市(※)が連携して、5月に自転車マナーアップ強化月間を実施します。

※九都県市:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

1 運動期間

平成30年5月1日(火)から31日(木)までの 1か月間

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 運動重点

- (1) 九都県市共通重点
 - ○自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
 - ○自転車点検整備の促進
- (2) 埼玉県重点
 - ○自転車損害保険等への加入促進
 - ○自転車乗用時のヘルメットの着用促進

(4 統一行動日

○5月10日(木)自転車安全利用の日



交対協だより 第135号

平成30年3月12日

発 行 埼玉県交通安全対策協議会 (埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048 (825) 2011